第 48 回政策評価審議会　議事要旨

１　日　時　令和８年 11 月 12 日（木）

２　場　所
持ち回りにより開催

３　参加委員
市川晃会長、岩﨑尚子会長代理、伊藤由希子委員、亀井善太郎委員、南島和久委員、前葉泰幸委員、 横田響子委員、大橋弘臨時委員、深谷健臨時委員、
岸本充生専門委員、関麻衣専門委員、平田彩子専門委員、堀田聰子専門委員

４　議　題
１　今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について
２　最近実施した行政運営改善調査の結果について

５　資　料
資料１―１　社会的養護経験者（ケアリーバー）等の支援に関する調査
資料１―２　ヤングケアラーの支援に関する調査
資料２　　行政運営改善調査結果概要（令和８年７月～10 月）

６　委員の意見等（○：委員の意見、→：事務局の説明）
（１）　今後実施する行政運営改善調査のテーマ案について、意見等の概要は以下のとおり。

＜社会的養護経験者（ケアリーバー）等の支援に関する調査＞
○　難しい調査だと思う。社会に埋もれている児童をあぶり出すことは大変である。児童養護施設にも、親がおらず孤独なこどもを保護している施設や、虐待児を保護する施設など、様々な種類がある。児童養護施設の種類と場所によっては、そこから出た後も対象者が同じ地域に留まるとは限らない。
○　措置解除の条件は何か。
→　いろいろな場合があるが、児童福祉法上、18 歳未満が「児童」とされているため、18 歳が一つの目安となる。
○　親の元へ戻る場合には、その後、親がしっかりと面倒を見ているかどうかを調査し、仮にまた虐待にあっているなどがあれば、施設へ戻すという対応ができるが、就学・就業となると、施設のある場所とは異なる地域へ移動する場合が多いため、その部分の調査を地方公共団体が行うとなると、どの情報をベー

スに調査ができるかという点で、非常に難しい部分があるだろう。

→　移動した場合に、本人との接点をどのように保っているかといった点についても、恐らく優良事例を探すことになると思うが、出来る限り調査の中で見ていきたい。

○　児童養護施設は全国に存在していると思うが、特に就職となると施設から東名阪エリアへの移転・居住が多くなり、転出する時に埋もれてしまうのだろう。施設を出た児童たちのトレーサビリティを地方公共団体と児童養護施設が連携してどこまで確保できているかが重要である。デジタル化が進む中で、住民票が異動した際に、その情報が新しい居住地にしっかりと引き継がれているかといった点も重要である。住民票の異動に伴う情報の引継ぎにおいてデジタル化が機能しているかは、確認する必要があると思う。

○　施設出身というと就職が難しいことも多い。就職、生活面で困った時に、相談を受けられる仕組みが重要である。中には、出身施設の先生に相談したいといった声もあるだろう。どこかの地方公共団体に支援を委ねて終わりではなく、国全体で相談を受けるような、例えばフリーダイヤルなど、どこにいても人とつながることができる仕組みが必要だと思う。これを地方公共団体の仕事とした場合、恐らく対応できる地方公共団体はないだろう。

→　地方公共団体の中には、実態を十分に把握していないところもある。全体でサポートできる仕組みづくりが重要だろう。

○　個人情報でもあるので、中には養護施設出身と言いたくない人もいるだろう。そういった部分もサポートしつつ、国としてSOSを受け付ける仕組みがなければ、みんな都会に埋もれてしまうだろう。そういった観点から調査を行ってほしい。

○　調査対象はどのようなところか。

→　都道府県や児童養護施設、自立支援拠点を対象としている。本人の状況も、職員から聞く形となるだろう。

○　数字の調査ではなく、是非、現場の調査を行ってほしい。

→　どうすればうまく接点を保ち、自立支援拠点に引き継いでいけるのか、また、どのような点でうまくいかなかったのか、しっかりと把握したいと思っている。

○　児童養護施設及び自立支援拠点は、全国でどのくらいの数があるのか。

→　児童養護施設は607か所、自立支援拠点は昨年度の時点で63か所ある。

○　一施設当たり何人くらいいるか。

→　施設によって規模はまちまちだと思われる。

○　例えば、里親の場合は自立支援もしっかり行えているなど、施設等によってその後の自立支援の状況が異なり、何らかの分類も見えてくるかもしれない。

→　そういったところも調査の中で見ていきたい。

○　社会的養護の下にある児童の約5分の1が措置解除になっている状況からも、一刻も早い支援にかかる行政上の課題解決が望まれる。

本件は都道府県の法定受託事務になっているようだが、ケアリーバーに最も身近な存在は、恐らく日常生活を支える市区町村である地方公共団体と考える。したがって、都道府県と市区町村の役割分担を明確化するとともに、伴走支援に期待する。

また、住居と就労はケアリーバーの自律性を促進するための基本的な支援と考えるが、提供手段について、登録、追跡、フォローアップを行うための最適かつ本人の同意に基づく整備の有無についても確認が必要かと思う。

児童という枠を超え、その後も支援が必要な社会的養護経験者は、国内のみならず海外でも同様の課題があり、社会的包摂を目指す仕組みが必要と思われる。恐らく少子化や、孤独・孤立問題、若年層世代の支援との接続も期待できるため、関係機関のリレーのみならず、ケアリーバーの手を離さない支援体制をソフト面でも充実させられるとよいだろう。

→　令和４年度の法改正では、ケアリーバーの実態把握が都道府県の責務となるとともに、社会的養護自立支援拠点事業が新設されている。ケアリーバーの支援に最も近いのは、御指摘のとおり市区町村の各種制度現場となるが、これまで児童養護施設から市区町村等の各種制度窓口までの引継ぎが十分でなかったのではないかという問題意識でいる。

また、新たに設置された社会的養護自立支援拠点がケアリーバー等の支援のハブ機能となり、必要な各種支援制度につなぐ役割が期待されているが、この拠点の設置が進まない事例や設置してもうまく機能できていないのではないかという点も調査の対象としている。

調査では、こうした手を離さないための、支援の引継ぎ等、関係機関の連携体制を中心にボトルネックとなる課題を浮き彫りにし、望ましい改善方策を提示できたらよいと考えているところである。

また、住居や就労等についても、自立のため重要なファクトになると考えており、継続的なフォローアップが行われているか等、支援を離れた後の繋がり方についても実態を調査していく考えである。

○　すでに「背景」に記載のとおり、令和４年の法改正は過去の経緯を省みれば大変画期的なものである。法改正以前に、ケアリーバーに対する優れた事例を調べたことがあるが（こども館の隣に寄付によってケアリーバーが居住できるアパートを建設し、施設退所後の緩やかな「卒業」を側面支援、これにより、当事者はもちろんだが、ケアする側の心理的負担も軽減した事例）、こうした取組が実際に拡大・拡充してきているのか、量・質の両面からよく見ていただきたい。

→　法改正以前からも、ケアリーバーを支援するNPOや一般社団法人が、居場所を提供したり、シェアハウスを運営したりする画期的な取組が行われてきたようだが、御指摘のとおり、自立を促進するためにも、ケアリーバー本人に緩やかに伴走して支援を続けていくことが重要なのではないかと考えている。

令和４年の法改正により、新たに社会的養護自立支援拠点が設置できるようにもなったが、支援現場が実際にどのように変化してきているのか、量・質の両面から、実態を調査してまいりたい。

○　都道府県としても、優れた対応ができているところとそうでないところの差が大きいのではないかと思われる。優れた対応ができているところにどのような工夫があるのか、事例の表層ではなく、これを担っている人たちの具体的な連携の肝を探ってほしい。

→　御指摘いただいたように、都道府県による支援差もあるのではないかと考える。

今回の調査では、御指摘のとおり、好事例の収集だけにとどまらず、実際の実施方法や工夫点まで調査し、今後、支援施策を検討する地方公共団体の参考となるよう調査方法を検討してまいりたい。

○　社会的養護経験者や虐待経験者のうち、これまで公的支援につながらなかった方が居住する都道府県の実態把握状況については、都道府県ごとに差があることが予想される。この場合、どのようなボトルネックがあるのかを可能な限り突き止めていくことも重要ではないかと思われる。

→　公的支援につながっていなかった人の相談や必要な支援につなぐ機関として、社会的養護自立支援拠点があるが、本調査では、この拠点の運営についても調査対象としている。この自立支援拠点が未設置の都道府県もあり、運営状況も、御指摘のとおり、都道府県ごとに差があるだろう。調査を行うことでこうした実態も把握したいと考えている。

○　把握できているのではないかと思われるのは、公的な児童養護施設等の施設に保護された方々、里親等の制度を利用された方々、ケアリーバー支援等を利用していた方々、児童養護の対象となった方々などではないか。しかし、その範囲は都道府県によって異なるのではないかと思われる。その違いを浮き彫りにすることも重要だろう。

→　ケアリーバーは、施設出身者や里親出身者等様々であるが、出身施設や里親、都道府県の対応によっても、その後の支援で差が生じている可能性があると考えている。調査を行うことで実態を把握していきたい。

○　市区町村では実態を把握できているものの都道府県では集計されないというケースもあると思う。基礎自治体と広域自治体の実態把握の乖離があればそれも重要な論点だろう。

→　本調査では、ケアリーバー支援の主体となる都道府県から、市区町村サービスへの引継状況も調査することとしている。この中で、都道府県と市区町村との間で認識の違いがないかという点も留意してまいりたい。

○　実態の把握が難しいのは、NPO をはじめとした支援団体のお世話になっている方々、触法若年者（少年）などと思われるところ、もしかしたらこれらの方々は捕捉対象から外れるのかもしれない。どのような方々が対象から外れてしま

うのかという点も明らかになれば、なおよいと思う。

→　これまで児童養護施設等を含めて公的な支援につながっていなかった方々については、今回直接の対象としていない。しかし、例えば児童養護施設退所者との接点が切れた事例についてどのような背景があったのか、あるいは自立支援拠点にこれまで支援を受けられなかった方がつながったきっかけなどの事例をできる限り把握し、改善策を見出せるとよいと思っている。

○　こども家庭庁と厚生労働省の間の隙間がないかという点も重要な論点だろう。

→　御指摘のとおり、省庁間の制度の間で支援が途切れてしまうケースが存在しないか確認したいと考えている。退所後は厚生労働省をはじめ、住まいや就労、就学等、様々な省庁が関わりその後の支援が続けられると考えられるが、引継ぎがうまくいかないと支援が途切れてしまうため、退所前からの対応も重要と考えている。

○　社会的養護経験者等の支援については、令和６年４月施行の改正児童福祉法により、都道府県・指定都市・児童相談所設置市が主体となる「社会的養護自立支援拠点事業」のもとで、対象者が安心した社会生活が送れるよう支援する仕組みが開始されている。

　もとより、市区町村のこども家庭センターにおいては、社会的養護が必要なこどもが児童養護施設へ措置される以前から関わることが多く、措置後においても、入所施設や児童相談所等の関係機関と連携し、スムーズな生活が送れるよう支援しているほか、退所を見据えた養育環境の改善に向けた支援にも取り組んでいる。

　本調査により、社会的養護経験者等への支援に係る実態を把握し、行政上の課題を明らかにすることで、より実効性のある支援の充実につながるものと考える。

→　ケアリーバーの支援に関する取組には、地方公共団体間にも差があると捉えている。本調査では、改善が必要となる支障事例の把握のみならず、他の地方公共団体の参考となるような優良事例も把握し、今後のケアリーバー施策の充実につながる調査結果が得られるよう取り組んでまいりたい。

○　ケアリーバー等へのアプローチとして５類型を頂いているが、ケアリーバー等の置かれた社会経済環境も様々であることから、国・行政・その他支援等、組織との連携も多様と思われるところ、ケアリーバー等の意見も聴取しつつ、また、彼らをサポートするステークホルダーの思いも汲みながら、調査を進めていただけるとよいと思っている。

→　本調査では、ケアリーバー本人に直接インタビューすることは予定していないが、ケアリーバーを支援してきた施設関係者や関係するNPOなどにヒアリングを行うとともに、具体的な個人の支障事例についても聴取することによって、どうすれば関係者が連携してケアリーバー本人に有効な自立支援につながる

かを検討していきたい。

○　既存の制度の隙間に入ってしまう可能性が高い課題であり、措置解除後、引き続きいかに行政側・支援側との実質的接続を確保していけるかが重要なように思う。特に、18 歳になり成人を迎えて自立を求められるような段階で、仮にそれまでの教育機会の確保を含めた準備が不十分である場合などには、そこでの対処の負担が個人のみにのしかかるリスクもあり、こうした状況は適切ではない。また、ケアリーバーであることが、本人からも外部からも見えにくいことも問題を難しくしてしまうのではないか。そういったことが確認できると、調査としては役に立つのかもしれない。

→　御指摘のとおり、措置解除後も引き続き必要な支援に繋げられることが重要であると考えている。就学等の準備に関しても、措置解除前の段階から十分な説明が必要であり、自立後も、困った際に相談できる自立支援拠点の存在について、周知しておくことが重要と思われる。

　また、一度施設を退所し、その後の繋がりが途絶えると、把握が困難となってしまうことから、調査の中では、支援の過程において、どの時点で支援から漏れてしまったのかなどを把握し、その原因などについても調査できればよいと考えている。

○　ケアリーバーへの社会的養護自立支援には、メリットベース（教育リターン）と福祉的な観点の双方から政策的根拠がある。ほかの先進国と同じく、日本でも平均的な就学年数が年々上昇しており、労働市場では高い就学年数や学位を求める仕事が増え、18 歳を超えて就学を継続することがより高い生涯賃金につながると合理的に判断できるケースが多くなっている。教育投資の判断には個人へのリターンと社会へのリターンの２種類があるとされるが、能力・意欲ともに大学進学が十分な個人が家庭の事情により進学を諦めることは、社会的リターンの観点から損失であると言える。したがって、ケアリーバーの住環境や心理的サポートを継続することで就学を支えるというのは、メリットベースの観点から合理的な政策根拠があると言える。

　一方、安定した就労のための住環境や心理的サポートの継続は、教育リターンの論理からは離れるが、福祉的な視点から合理的な政策根拠がある。就労が安定し生涯所得が向上すれば、精神的な病気を含む医療コストの増加や、貧困に起因する犯罪等への加担による社会的コストの増加を抑制することができる。以上は飽くまで理論的な政策根拠でしかなく、現時点では定量的な根拠は乏しく、ほかの教育・福祉予算同様、予算見直しの対象にされやすいと認識している。拠点事業のケーススタディが積み上がってきたら、次は是非、定量的な政策評価を御検討いただきたい。

→　今回の調査は、支援主体の取組や実際に支援を受けた人の実態又は支援を受けられなかった人の実態について、事例ベースの調査を実施する予定である。

　しかしながら、御指摘のとおり、ケアリーバーの支援がつながることで、社

会的損失が減ること、医療費の削減や、犯罪件数の縮小にも効果がでてくるであろうという考えは行政評価局においても同様の認識である。

現時点においては、ケアリーバーのうち困り事を抱えている人の具体的人数や、これまで公的支援につながっていなかった人の人数等の基礎情報が不明であり、予算的観点やコスト的観点からの定量的な評価を実施することは困難であるが、今後実態が判明し、それらのデータが蓄積されていくことが重要であり、今回の調査がそのきっかけとなればよいと考えている。

○　大変重要な調査テーマだと思う。今後の調査結果を期待している。

調査の際は、児童養護施設や自立支援拠点等に対する聞き取り調査も行われると思うが、現場の方々が課題だと思っていることについて、できるだけ様々なパターンを捕捉することを意識されながら、聞き取り調査を行われることを期待している。おそらく複数のパターンが出てくると思われるので、その背後にある要因を明らかにするとともに、諸課題の構造を見える化していくことは今後の対策を考える上で有益だと思われる。

→　御指摘のとおり、本調査では、児童養護施設や自立支援拠点などの支援主体に直接調査することを考えている。現場実態の様々な事例を把握し、改善を促せるよう調査を進めてまいりたい。

＜ヤングケアラーの支援に関する調査＞

○　実態がなかなか分からないというのは、本人もこの状況が当たり前だと思っており、家庭の中でも一つのルーティンとなってしまっているケースが多いからだろう。「支援が必要」という点については、本人が必要だと感じているのであれば支援できると考えるが、本人が支援を必要としていなければ、支援につなげることは難しいだろう。

→　本人がヤングケアラーかもしれないと気付いても、支援に入るためには、本人と家族の理解と同意をどのように取っていくのかという点が、支援プロセスの中で難しいところである。

○　社会生活のどこに支障が出ているかが重要だろう。特に18歳未満というと、基本的には就学児童が中心だと考えられるが、学校生活の中でどのような支障が出ているのか、また、ほかの生徒と同じように教育を受けるためにどのような支援が必要かという視点は、確実に必要だろう。また、介護が必要となると学校での支援は難しい場合があるなど、ヤングケアラーをひとまとめにするのは難しいため、まずは、日常生活にどの程度支障が生じているのかといった点が重要だろう。やはり、就学児童は何とかしてあげなければならない。たとえ本人が支援を不要としていても、必要な支援につなげる必要がある。

○　「社会的養護経験者（ケアリーバー）等の支援に関する調査」に比べると実態把握は行いやすいだろう。学校をベースで調査を行えば、医療にもつながるし、地方公共団体が力を発揮できるだろう。今回の調査は非常に大切だと考え

ており、今回の調査結果で把握した課題を具体的な改善方策の検討や支援の充実につなげるような調査を行ってほしい。調査のための調査にはならないよう気を付けてほしい。

○　都道府県と市区町村の役割を明確にしていくことが求められる。地方公共団体のデータとして行政データの連携が可能と考えられるのが、介護保険、障害福祉、生活保護、学校教育機関であるが、これらのデータを連携させることで、ケア負担を抱える可能性のあるこどもを抽出できるのではないか。

→　今回の調査では、地方公共団体における把握方法のほか、把握した情報の集約、関係機関との情報共有、支援へのつなぎに加え、都道府県と市区町村の役割分担等についても確認することを検討している。まずは、各関係機関が保有する情報の活用状況を含め、現場の実態を正確に把握したいと考えている。

行政情報の連携・活用の可能性については、今後の調査事項の検討や調査結果の分析において参考とさせていただきたい。

○　地方公共団体が考える「把握」と当事者を支援している人たちが考える「把握」は定義が異なるようにも思われる。改めて「把握」について定義を明確化しておくことも考えられるため、当事者を支援している団体等の意見をよく聞いていただきたい。

→　御指摘のとおり、ヤングケアラーは、本人にケアを担っているとの認識がない場合や、本人・家族が支援を望んでいない場合もあり、行政がその実態や支援ニーズを把握することは容易ではないと認識している。

「把握」については、地方公共団体が相談・情報提供を受けた段階、本人・家族に接触した段階、支援の必要性を確認した段階など、複数の捉え方があり、把握の対象となる「ヤングケアラー」の捉え方にも幅があることから、行政と当事者・支援者との間でも認識が異なる可能性があると考えており、当事者団体や支援団体の方々からも丁寧に話を伺い、行政の視点だけでは捉えにくい課題を調査設計や結果分析に反映できるようにしたい。

○　基礎自治体では、ヤングケアラー問題は、教育委員会、保健福祉部局、医療・介護機関にまたがっていると考えられるが、統一的に把握できているのかというと、そうではないだろう。国においても、こども家庭庁、文部科学省、厚生労働省にまたがってしまっているとのことだが、そこにも原因があるかもしれない。調査に先立って、政策実施の経路がどうなっているのか（インパクトセオリー又は因果マップないし経路図）を描き出してみるというのはどうか。この問題は、「ヤングケアラー支援プラン」の実施過程の解明がテーマではないかと考える。それだけでも価値があるだろう。

→　御指摘のとおり、ヤングケアラー支援は複数の分野にまたがるため、国、都道府県、市区町村及び関係機関の役割と政策実施の経路を整理することが重要であると考えている。

今回の調査では、ヤングケアラーへの気付きから、情報集約、関係機関との

調整、具体的な支援への接続の流れ、これら一連の進行管理について整理し、各段階における課題を確認したいと考えており、政策実施の経路を可視化し、どの段階にボトルネックが生じているかを分析できるよう、調査設計を検討していきたい。

○　基礎自治体では、いわゆる 15 歳以上の空白部分（アフタースクール期）までしか対応しないのが一般的である。基礎自治体の実態解明では、15 歳以上の、特に高校生の部分が都道府県教育委員会の所管となることもあり、未解明ということになるのではないかと予想する。

→　御指摘のとおり、高校生については、学校の設置主体や通学区域が市区町村を越えることから、市区町村だけでは把握や支援調整が難しい場合があると認識している。このため、市区町村における把握状況に加え、都道府県・高校等から居住市区町村への情報提供や、都道府県と市区町村の役割分担・連携についても確認したいと考えている。

○　資料によれば、地方公共団体においてヤングケアラーの実態調査を実施した市区町村は全体で 22%、その内、記名式等により回答者を把握している市区町村は全体の１割未満に留まっている。これは、ヤングケアラー支援に係る制度上の位置付けが不明瞭であることが一つの理由と思われる。

児童虐待対応における「要保護児童等（要保護児童・要支援児童・特定妊婦）」の支援に当たっては、児童福祉法の規定により、要保護児童対策地域協議会の枠組みで、対象者の個人情報を含め、必要な情報共有は守秘義務違反とならない一方で、子ども・若者育成支援推進法に定義付けられた「ヤングケアラー」の支援においては、要保護児童対策地域協議会のような確立された情報共有の枠組みがなく、対象となるこどもを把握した場合の支援に当たり、関係機関との情報共有そのものについて、こどもや保護者の同意を得る必要がある。また、ヤングケアラーと思われるこどもの置かれている状況は様々であり、こども本人や保護者に自覚がなく、同意が得られにくい実情もある。

このように、「ヤングケアラーの把握」だけが出来ても、その後の「情報の集約」や「支援プランの検討」へと円滑につなげていくことが困難な場合があるため、地方公共団体は実態把握から支援までを一連の流れとする仕組みを構築する必要があるだろう。

本調査による、ヤングケアラーと思われるこどもの実態把握から、情報の集約、支援プランの検討まで、一連の取組や仕組みの好事例は、各地方公共団体が参考とできるものと考える。

→　御指摘のとおり、ヤングケアラーの実態を把握するだけでなく、把握した情報を集約し、本人・家族の状況や意向を踏まえて支援方針を検討した上で、必要な支援につなげるまでの仕組みを整備することが重要であると考えている。

今回の調査では、実態調査の実施状況や調査方式に加え、学校、教育委員会、福祉関係機関等での気付き、地方公共団体のヤングケアラー担当への情報集約、

本人・家族への接触、支援の必要性の判断、関係機関との情報共有及びケース管理等、ヤングケアラーの把握から支援につながるまでの一連の取組について、好事例や課題などを把握したいと考えている。

その中で、要保護児童対策地域協議会の対象とならないケースを含め、必要な情報共有や継続的なケース管理がどのように行われているかについても、現場の実態を把握していきたい。

○　実態を知られたくない御家庭もあるように推察される中、実態把握それ自体が難しい調査だと考える。万全の支援ができない場合、ヤングケアラーやその家族に引け目や劣等感を感じさせることになるために、調査方法は慎重かつしっかり検討されるのだろう。

→　御指摘のとおり、ヤングケアラーの実態把握に当たっては、本人や家族が家庭の状況を知られることに不安や抵抗を感じる場合があると考える。

今回の調査では、各地方公共団体が実施する実態調査について、実施状況や記名・無記名等の調査方式に加え、調査後の本人・家族への接触、支援の必要性の判断、具体的な支援への接続体制についても確認することを検討している。

本人や家族のプライバシーや心理的負担に十分配慮しつつ、調査事項や調査結果の分析を慎重に検討してまいりたい。

○　状況的にケアをすることが「当然」となってしまい、そのこと自体の負荷が、本人にとっても外部にとっても認識しにくくなることが、より問題を難しくしているのではないかと考える。ヤングケアラーの状況にあることを自認できていないケースもあるのではないか。また、仮に認識できていたとしても、現実的に個人ではどうにもできないケースもあるだろう。どのような状況でどのように個人に負担が生じているのかを可視化できると、先々の対応に資するものとなるのかもしれない。

→　御指摘のとおり、家族のケアを担うことが日常の一部となっている場合、本人自身がその負担や生活への影響を認識しにくく、周囲からも把握されにくいことがあると考えている。また、本人が困難を認識していても、本人だけでは状況を改善することが難しい場合もあると考えている。

今回の調査では、学校や地方公共団体等によるヤングケアラーの把握から支援への接続までの状況を確認したいと考えている。

調査の中で把握した事例等を通じ、どのような状況でどのような負担や影響が本人に生じているのかを可視化し、今後の支援に資するものとすることについても意識しつつ、調査事項の検討や調査結果の分析を進めてまいりたい。

○　ヤングケアラーというキーワードが世間で注目を集めたのは良いことであるが、児童労働の一種であり、世界各国で問題となっている。日本で顕在化したから驚きがあるのであり、我が国の強みは多層的で充実した制度である。課題は、いかに行政側の体制の問題（恐らく人員不足、横の情報共有のシステムの有無など）と、ニーズをつなげて個別対応していけるかというラストマイル

問題だと予測できる。今回は行政上の課題を調査するということであるため、ロジックモデルを細かく立て、どこでボトルネックが発生しているのか仮説を立てながら一つ一つ検証し、どこに介入すれば問題が解決しそうか見極めることが肝要である。検証過程で制度の穴も明確になるだろう。医療分野での個人情報保護法の問題も議論されているが、こういった場面でもボトルネックになっているのであれば、政策検討の余地があると考える。最後に、サポートを必要としている本人が他者に助けを求める力も非常に重要である。日本においても、どのようなケースでどのようにSOSを出したらよいのか、避難訓練のようにロールプレイをするなど、リスクの高い家庭が多い地域においては教育過程においてライフスキルを教える必要があるのかもしれない。

→　御指摘のとおり、行政側の人員体制等の課題とともに、関係機関間の情報連携、支援を必要とする本人と具体的な支援を結び付ける過程に課題が生じている可能性があるのではないかと考えており、まずは、現場の実態を正確に把握したいと考えている。

また、個人情報の取扱いが関係機関間の情報連携や支援への接続に与える影響についても、実態を踏まえて確認する必要があると考えている。

本人が必要なときにSOSを発信し、適切な相談先につながるための教育や働きかけについても重要な視点であると認識いたしました。

（２）　最近実施した行政運営改善調査の結果について、意見等の概要は以下のとおり。

＜成年後見制度の利用促進に関する調査＞

○　成年後見制度は家庭裁判所が最終決定を行うのか。そうであれば、意見交換の場は必要だろう。相談支援機関に対し、そういった場を設けた方が良いと言った方がよいだろう。

→　家庭裁判所において、どの方を成年後見に付けるか審判している。

また、相談支援機関は日常的に対象者に接しているため、例えば、その高齢者の認知機能が低下し、財産の処分をどうするか考えた時、成年後見制度を利用した方がよいとなれば、制度の利用を検討し、中核機関へつなぐことが期待される。そういった対応が適切にできていないと、相談を待っているだけでは中々つながってこない。制度の案内も行っているが、そもそも認知度が低く、一人一人に利用を勧めるような方がいないと、一般的な手法では限界がある。

○　司法、行政、相談機関の三者が定期的に集まり、キープウォッチする人、決める人をリスト化すれば、あとはフォローアップだけの問題になるのではないか。そういった場があれば、勉強にもなるだろう。三者協定のような形で動かす仕組みがよいだろう。

→　国の計画ではそういった仕組みを作ることになっているが、現場ではうまく働いていない。現場では、「制度が複雑でよく分からない」、「どのような方をつ

なげればよいか分からない」といった声がある。そのため、研修や基準を作成するなど、もう少し支援しなければ、現場は付いてこられないだろう。

○　行政と司法は非常に遠く、相当隔たりがあるのだろう。成年後見制度は、今回の法改正によってより分かりやすく寄り添った形に変わったと聞いているが、具体的にどのくらい分かりやすく、使いやすくなったのか、そういったことも含め、まずは市区町村が認識しなければならず、連携が重要になってくるだろう。

○　家庭裁判所の役割や機能がほかの裁判所と異なるということが、なかなか市区町村には伝わりにくいのだろう。裁判所という名前が付いているため、距離を感じてしまうのだと思う。意見交換できる機会が設けられると、認識が変わるだろう。司法を身近にすることの重要性に改めて気付かされた。非常に重要な調査であり、意見も的確である。

○　成年後見制度の今後の利用ニーズを見据え、市区町村ごとのばらつきについての実態調査を行われたということだが、その意義は大きいと考える。

「約 85%の市区町村が利用ニーズを未把握」とされているが、全体として、市区町村の制度運用を支える上級機関の補完行政が不十分という構図がよく理解できた。法務省と厚生労働省の連携も、縦割りなどにより十分ではないのかもしれない。

また、一般論ではあるが、法的制度的なアプローチについては、国、そして都道府県による基礎自治体の支援・補完・助言が不可欠だと思う。一方で、これを受ける側として、地方公共団体の福祉部局というのも相性は良くないという面もあるのだろう。こうした基本的な共通認識を持つことも重要ではないかと感じた。

→　御指摘のとおり、成年後見制度の利用ニーズが今後増加することも見据え、各地域において、制度の利用が必要な方を適切に把握し、制度利用につなげる体制を整備することが重要であると考えている。

国・都道府県による市区町村への支援・補完・助言、司法分野と地方公共団体との連携等については、今後のフォローアップにおいて、改善措置の実施状況やその効果を確認する際にも注視していきたい。

○　総務省からの意見について、アンケート調査票の例を示すといったところで止まってしまっている。Forms などの簡単に作成できるアンケートのフォーマットを普及させるといった部分までは、アンケートを行うことのコストを下げることで実施できるのではないか。その後、集計結果を分析するといった部分までいくと、「AI でこういったプロンプトを書き、集まったデータを入れると、最後のレポートまでできます」といったところまでパッケージ化でき、理想である。地方公共団体の職員の方々が簡単に実施できるくらいまで作業をパッケージ化してしまうと、実現できるのではないか。行政と司法の壁は解消が非常に難しいと思うが、その点に関しては、意見交換といったプラットフォームで

まず関係性の醸成を行うことが、遠回りではあるが重要なことだろう。

○　関係府省への意見を受けてどのような措置が実施され、結果としてどのような改善が見られたのか検証されたい。また、今回の意見に対して担当省庁としてどのような感想を抱いているのか、可能な範囲で伺いたい。

→　今後、通知事項に対する改善措置の状況をフォローアップにより確認することとしている。また、改善措置の実施状況に加え、改善の効果がどのように発現しているかを把握することが重要だと考えており、厚生労働省とも議論をしながら、フォローアップの設計を行いたい。

なお、本調査結果については、成年後見制度の次期基本計画の策定に資するよう厚生労働省に設けられた専門家会議において引用されるなど、同省における関係施策の検討にも活用されているところである。

＜行政手続の DX 推進に関する調査－農林水産関係－＞

○　システムを作ってみたが活用されないということはよくある問題であり、周知徹底に尽きるだろう。現場は、相当程度の申請件数があり、業務を遂行するにも余裕がなく、なんとかデジタル化してほしいといった状況であれば利用すると思うが、そうでない場合は利用しないだろう。一年に一度状況を確認するのではなく、繰り返し利用を確認した方がよいだろう。

○　eMAFF を利用することによって、どのような効果があるのかを見せることで、現場の方々も効果があるなら利用してみようと思うかもしれない。単に利用されていないことを伝えるのではなく、是非効果も見てあげてほしい。

→　現場をよく知っているのは地方農政局であり、組織全体で意識をもって、見直すところは見直し、推進するところは推進する必要があるだろう。今回の調査では効果も見る予定であったが、そもそも利用がされていないため、効果まで見ることができなかった。

○　費用はどのくらいかけているのか。

→　eMAFF のシステム経費は 40 億円程度、うち維持費は 30 億～35 億円かかっている。

○　現場で、この点が使いにくいといった意見があれば改良を行えばよいが、そもそも認知がされていないといった点が問題なのだろう。

→　今年度改良すると聞いていたため、そのタイミングで調査を行ったものであり、中長期的に見ていきたい。

○　DX を進めていくことは、電子政府を進める上で非常に重要である。まず利用率を上げていくこと、また、デジタル政府には維持管理費がかかるため、利用率の高いサービスを維持しながら、利用率の低いものをどのように活用するかということが今後の課題になるだろう。デジタル庁とも引き続き連携を進めてほしい。

○　課題や視点を見ていると、これだけ複雑なことをしていたら、確かに利用率

は低くなると感じた。この後どうしていくかが問題である。「利用されていないから紙で」とはならず、今回コストをかけて作成したが利用されなかったことを踏まえてどのような設計とするのかといったことを、費用の観点も含めて見直しがあるとよいだろう。

○　非常に緻密な調査であり、現状をしっかり捉えたものだと思う。「トップダウンで DX を進めるとこのようになってしまった事例」として、ほかの府省庁にも活用していただけるとよいだろう。

○　10 の視点の整理が非常に分かりやすい。DX ではなく業務改善の一環であるが、郵送の割愛が重要な視点であることや、制度の原点を確認すべしという指摘など、他の業務改善にも適用できるだろう。

全体を通じて、eMAFF の利便性向上に資する指摘が多くあると思われる。是非フォローアップで追跡調査を検討いただきたい。

→　御指摘のとおり、デジタル化以前の問題として、申請者・審査者の負担軽減が図られていない手続があることや、そもそも地方公共団体を含む利用対象者への周知や利用メリットの提示等が十分行われていない手続が認められたところである。

本年 10 月から、農林水産省では、利便性と費用対効果の向上を目的として、現行 eMAFF 申請から eMAFF 申請 2.0 に移行しているため、行政評価局としても、真に現場に役立つ仕組みとなるよう見直しが進んでいるか、フォローアップ等を通じて促していきたい。

○　行政手続のオンライン化による効率化は、国・地方を問わず推進すべき重要な課題であり、その方向性には大いに賛同するが、eMAFF の利用状況が低調にとどまっている背景には、「国が想定するデジタル化」と「農業現場のリアルな実態」との間に大きな乖離があると思う。

一つ目は、現場の農業者の中には、情報通信技術（ICT）を使える人と使えない人との間に生じる格差が存在していること。個人農家の多くは高齢化が進んでおり、パソコンやスマートフォンの操作に不慣れな方が大半であり、一律のオンライン化を求めることは、手続の放棄や、ひいては農業・地域活動の継続意欲を削ぐことにも繋がりかねない。

二つ目は、過渡期における地方公共団体の実務負担の問題がある。オンライン申請ができない方への対応として「紙ベースの申請」を残さざるを得ず、紙とオンラインの「二重対応」を強いられることもあるだろう。

操作に不慣れな高齢農業者等が、身近な場所で支援を受けられるサポート体制（ヘルプデスクの拡充など）の構築や、紙とデジタルの併用状態が長期化することを見据え、地方公共団体の窓口での二重管理の手間を最小限に抑えるシステム改修など、利用者の実態に合わせたシステムの再構築も必要であると考える。単に「システムの稼働」や「オンライン化率の目標値」を追うのではなく、真に現場に役立つ仕組みとなるよう、見直しを進めていただきたい。した

がって、申請者側ではオンライン申請が不慣れな方への支援体制の整備が、行政側では効率的に処理できる環境の構築が必要ではないか。

→　本調査は、各手続のユーザーである申請者側と審査者側の双方の視点から、利便性の向上と業務の効率化につながる方策を検討することを企図して実施した。しかし、調査の結果、デジタル化以前の問題として、利用者の負担軽減が図られていない手続があることや、そもそも地方公共団体を含む利用対象者への周知や利用メリットの提示等が十分に行われていない手続が認められたところ。

御指摘の点は、調査対象団体からもいただいており、これらを踏まえ、農林水産省に対しては、手続そのものの見直しも含めてBPRに取り組むことのほか、各手続の利用者がオンライン化による効果を十分に実感することにつながるような達成目標の設定等を求めている。

今後は、行政手続のオンライン化などの取組が、真に現場に役立つ仕組みを目指して見直しが進むよう、行政評価局としても、フォローアップ等を通じて引き続き取り組んでいきたい。

○　本調査については、どのような内容をフォローアップする予定か。

→　利用推進に関する計画が立てられているか、また、BPRの具体的な取組状況について、省全体としてきちんと取り組めているか確認する予定である。

○　申請サービスについては、例えば、福祉分野では、潜在的なニーズがあるため、より簡単にアクセスできるのであれば利用していただけるのかもしれないが、農業に従事している方々が、実際にオンライン化をどこまで求めているのかについては、人口構成の観点からも少し疑問に思う。令和７年度までにオンライン利用率60%という目標も、非常に高いようにも思える。

○　今回の調査では、どこにボトルネックがあるのかといったところまで明らかになっている段階であると理解している。情報のフリクションが発生しており、潜在的な利用者に情報が伝わっておらず、受け取ってほしい情報を受け取ってほしい方にどのように伝えるかといった点は、情報が必要になり行動を取る直前のタイミングで、なるべくリアルタイムで通知を行うことが有効だろう。また、eMAFFの潜在的な利用者が、どのようなデバイスをどのくらい使用できているのかといった点は、情報が伝わった後の行動変容に影響してくるだろう。対象者の行動パターンに合わせていくことで、情報を提供する際のターゲティング方法など、手法が絞られていくだろう。

→　農林水産省に対して、制度・手続の利用者がオンライン化による効果を十分に実感することにつながるような達成目標の設定、その進捗状況の確認等が可能となるような利用推進のための計画作成を求めているところである。また、都道府県所在の地域拠点を活用して、申請者等の実状に応じた普及啓発、ユーザーニーズの具体的なくみ取りなど利用推進のための取組を行うことを求めている。勧告後１年経過を目途に、農林水産省の対応を確認する予定である。

○　政策評価の進捗状況に期待を寄せている。農林水産省において、評価に際して直面した困難や課題があれば、是非総務省行政評価局に御相談いただきたい。この調査はどのような結果であれ、他府省にとっても政策評価を行う際の参考になるモデルケースになると考える。

→　本調査結果（特に「見直しが期待される事例」）は、他府省の制度においても参考になると考えており、利用者起点での業務改革（BPR）や、府省庁全体として、デジタル化の取組の推進につながるよう、各府省庁 DX 推進連絡会議等において紹介・資料提供している。

＜野生動物による被害防止対策に関する調査＞

○　動物には県境などないため、地方公共団体だけでの対応は難しく、広域での対応は必要だろう。地方自治が壁になっている部分も多いのか。

→　地方公共団体によって目標がずれていることがある。しっかり捕獲することとしている地方公共団体と、保護に重点を置いている地方公共団体とがあったりする。どちらに合わせるかとなった時、捕獲の目標が緩い方に合わせてしまうと、しっかり捕獲することを目標としている方の目標を緩めなければならなくなってしまう。しかし、今の情勢では、それを住民に説明するのは難しく、だからこそ、国から目標を示せればよいと思っている。

○　関係府省との連携、利用者ニーズの把握が重要である。都道府県をまたぐ地域での問題をどのように捉えるかが課題であり、地方制度調査会でも広域行政が議論されているが、都道府県だけでなく、国に調整を求める場面もあるだろう。今後そのような問題をどのように考えるかが重要と考える。

○　環境省はここまで手が回るのか。

→　指摘した内容については実施可能なものと考えており、資料の調査情報の事前提供の部分にもあるが、地方環境事務所を地方環境局に格上げするなど、体制整備が進められている。しかし、箱だけできても人がいなければ意味がないため、人員の採用なども進めていると聞いている。

○　地方環境局と名前が変わっても、実態はどのようであるのかという問題がある。やるべきことはたくさんあるが、現場が人手不足で回らないのではないか。また、都道府県に対してどれだけ意見できるのかという点も含め、やはり人員は重要だろう。レンジャーのような人材も含めて育成が必要であり、環境省には荷が重い部分もあると思う。調査自体は説明のとおりだと思うが、その後どうなるのかという点が気になった。

→　任期付きで専門官を雇うという話も出ているようであり、実員の補強を進めていると思われる。

○　広域的な個体群管理は依然として課題と思われるが、都道府県間の調整のボトルネックは解消される見込みなのか。例えば関西広域連合は都道府県の枠を超えた連携を可能とする仕組みを備えているが、その活用の可能性はあるのか。

→　都道府県による広域の協議会については、今回の調査で必ずしも上手く機能していないものもみられたため、国が関係都道府県間の連携促進に向けた支援をしっかりと行い、総務省が把握した事例も参考にしていただきながら、広域連携の枠組みがワークしていくよう環境省に対応を求めているところである。また、今後予定している調査のフォローアップにおいて、改善状況を確認していきたいと考えている。

○　「約８割（15/20 都道府県）で『保護すべき鳥獣が不明確となっている都道府県指定鳥獣保護区』あり」という指摘は重要な指摘だと思う。

→　環境省に対して、鳥獣保護区制度の適切な運用の推進を求めており、保護すべき鳥獣が不明確となっている鳥獣保護区については、指定の解除や狩猟の可否が設定可能な「狩猟鳥獣捕獲禁止区域」制度を活用することで、捕獲圧の維持を図るための有効な対策の一つになると考えている。

○　全体として政策実施の経路が十分ではない（機能していない）という印象を受けた。政策実施の経路を把握し、ボトルネックを解消するための国側の打ち手は必要十分だと言えるのか。

→　国のクマ被害対策ロードマップでは、出没時の緊急対応、生活圏への出没防止、個体数管理、捕獲者等の人材育成など、多角的な対応策が検討され、現在ボトルネックを解消すべく取組が進められているところであり、総務省としても引き続きその状況を注視していきたい。

○　勧告ではなく意見通知ということだが、意見は何に基づいており、受けた側はどのような対応を求められるのか。

→　通常、勧告は総務大臣から各府省の大臣宛てであり、通知は行政評価局長から相手府省庁の官房長などに行うという形式である。受けた側はフォローアップを行うことが求められ、フォローアップ時に通知した内容に対する改善措置状況について確認し、公表する流れになる。

○　国のパッケージにつながるような情報提供を既にされたことは、非常に素晴らしいと思う。本調査は、環境省だけが所管している事項か。クマについては、人的被害も出ているため、ほかの府省庁への意見は出さなくてもよいか。また、ニホンジカやイノシシに関しては、農産物に被害がでており、その場合、被害の対象物を所管する府省庁は巻き込まなくてもよいのか。

→　基本的には、制度を所管している府省庁に対して意見を出している。今回のクマ被害対策パッケージに関する部分については、事務局が環境省であったため、環境省に対し情報提供を行い、活用していただいた。

＜ひとり親家庭等の支援に関する調査＞

○　大変な問題だと思う。相談や手続の対応が平日のみ・対面のみとあるが、そのような対応は、ひとり親からすると厳しい状況である。今、日本が抱えているこどもをどのように健全に育てていくか、未来を創っていくかといったこと

に対する認識が非常に薄いように感じる。

→　今回の調査では、ひとり親家庭の母親が１日にどのくらい時間に余裕があるかを調査したが、全体の 40％くらいが、１日に１時間弱しか自由にできる時間がなかった。そのような状況の中でチラシを配られても見る時間はないだろう。そのため、より積極的に、プッシュ型でアピールしなければならない。

○　ひとり親家庭等の把握について、役所としては、児童扶養手当の申請や離婚届を見ることで把握ができるが、プッシュ型での把握という点では、例えば、学校では、ひとり親かどうかといった点について把握していると思う。そういった学校からの情報を共有してもらうようなことは行っていないのか。

→　教育部門との連携といった点も調査の視点として入れていたが、地方公共団体も縦割りになっている部分があり、例えば、戸籍部門とひとり親部門で情報の共有を行うこと自体が、個人情報の観点から良くないのではないかと思っている地方公共団体が非常に多かった。制度上は職権で情報共有も可能ではあるが、住民感情の観点からすると、中々正面からは進められず、個人情報の壁は未だにあると感じた。

○　支援を必要としないといった、特殊なひとり親家庭もあるかもしれない。しかし、今本当に支援を必要としている人々のために何をするかといったことを考えなければならない。そのために、職権で行える制度もあるのだろう。やはり積極的にそういったこどもを救うということは学校の仕事でもあると思う。拒否をするひとり親家庭にまで無理矢理支援をする必要はないと思うが、そうでない人にはしっかり支援をするべきだろう。こういった支援ができているかどうかは、総務省が「こども家庭庁の一つの仕事として調査します」と宣言して行えばよいのではないか。

○　ひとり親家庭等の意見を把握するためのアンケートは、どのように対象を集め、どれほどの規模で行ったのか。地方公共団体経由で、児童扶養手当の現況届に同封された QR コードにアクセスした方が、アンケートに回答したということか。

→　調査対象のうち協力いただける地方公共団体において、児童扶養手当の現況届をひとり親家庭等に送る際、アンケートサイトにアクセスできる QR コードを印刷した紙を同封した。アンケートに回答いていただいた方の中でインタビューにも協力していただける方については、改めて役所から連絡し、対応していただいた。

○　全体として、非常に良い調査である。地方公共団体の現況届に QR コードを同封し、そこからアンケート回答者を集めたというのは、非常に良い工夫だと思う。行政評価局全体の知見にしていただけるとよいだろう。一方で、そのようなアンケートにも対応できない情報弱者が一定程度存在すると思うが、そのような方への対応はどのように考えればよいか。

→　情報弱者に当たる方は確かにいると思うが、非常に高い割合でスマートフォ

ンが普及しているため、今回のアンケートもスマートフォンで回答できるようにしている。支援策の提供等についても、スマートフォン等で対応できる周知や相談の方法をこども家庭庁で情報収集し、地方公共団体に周知する方向で考えている。

○　例えば非常に特殊な例として、DV の影響で離婚後しばらくシェルターに入っており、在住する地方公共団体の移動を表に知らせないような方もいる。そのような方々への支援は、別途考えなければならないということか。今回の調査は、最悪のケースというよりは、一般的なひとり親世帯を対象にした調査であるということか。

→　今回の調査は、身柄の安全確保というよりもひとり親家庭等への一般的な支援を対象としたものである。シェルターに入っている方については、まず暴力を振るう配偶者から身柄の安全を確保する支援が別途存在する。DV から逃れている家庭やこどもの安全をどのように確保しながら、例えばこどもに教育を受けさせるのかといった調査も今後行いたいと考えている。

○　物価高のトレンドの中、本調査は極めて重要だと思う。政府としての調査内容の価値が高いと思う。

○　総じて、ひとり親家庭等への支援の「認知度が低い」という問題があると思われるが、受益者のみならず、社会的認知を向上させるための普及啓発事業も必要ではないかと思う。その際、新聞・テレビのみならず、SNS や動画等の手段も十分に講じられているのか、という点も問われるのではないかと思われる。物価高のトレンドにある今の時代は逆に好機なのではないかとも思える。

なお、このような普及啓発事業については、こども家庭庁だけではなく、政府広報も視野に入れた対応が必要ではないか。総じてハイリスクアプローチ的な対応への傾斜が強すぎるように思われるため、ポピュレーションアプローチ的な対応も視野に入れ、バランスを取った方がよいように思われる。

→　御指摘のとおり、ひとり親家庭等への支援について、社会的認知を向上させるための普及啓発の視点は重要な課題であると認識している。

今回の調査では、国の補助を受けて地方公共団体が実施する４つの支援事業を抽出したところ、ひとり親家庭等の半数以上が当該支援事業を「まったく知らない」という現状が明らかになったほか、ひとり親家庭等のインタビュー結果においては、「日々の仕事と子育てを両立させるため、自ら情報を探しに行く時間がなかなかとれない」といった声も聴かれ、ひとり親家庭等が抱えている問題等についても社会的認知度の向上が一層求められるところである。

また、必要な支援情報を届ける観点から、ひとり親家庭等が求める情報の充実や、こども家庭庁が整備するプラットフォームの認知度を向上させること等について、こども家庭庁まで意見通知を実施したところ。

今後、こども家庭庁における改善措置状況を確認していくとともに、改善の効果の発現状況等についても把握していく予定としており、今回頂いた御意見

を踏まえ、こども家庭庁と協議しながらフォローアップを進めていきたい。

○　オンライン対象者の判断基準について、こども家庭庁は、対面によらない現況届提出の手続が可能なケースとして、来庁することが著しく困難な場合の電子申請、全部支給停止者であって、既にひとり親や児童に対する支援が十分に行き届いており、かつ、受給資格の変更や支給停止の解除の検討に必要な情報が不要であり、対面の必要性がないと判断した場合の電子申請のほか、地方公共団体が認める場合を挙げている。

地方公共団体の判断により、受給者の属性によらず幅広にオンライン手続を行うことができるものと思料するが、児童扶養手当制度の性格上、現況届の受付時には、新規認定時の申請と同様に所得確認だけでなく、居住実態の確認や多数の添付書類が必要であり、書類作成の相談対応等が適宜必要となる。また、同一の受給者であっても、このような対応の要否や程度は年度によって異なることから、オンライン手続が可能な者とそれ以外の者を国が例示する支給区分以外で一律に切り分けることは困難であると考える。

全国一律の基準で実施される児童扶養手当制度における現況届の取扱いについて、オンライン手続が可能な者や対象添付書類の範囲が明確でないまま、地方公共団体の判断でオンライン申請を進めることは地方公共団体間で申請方法の差異が広がり、受給者に混乱を招くことが想定されることからも、オンライン化の促進のみを図ることは適切でないと考える。

地方公共団体が認める場合としてどのようなケースが想定されているのか、具体的に例示するとともに、Q&A の作成や地方公共団体における好事例の横展開、マイナポータルの機能拡充など、単にオンライン化の可否を再周知するだけでなく、導入支援に向けた実効性のある措置が必要ではないか。

また、現況届時に支給要件事由により必要となる添付書類（児童扶養手当法施行規則第４条）については、電子署名の活用を前提として、スキャン又は写真撮影によってデータとして添付することを可能とする旨がこども家庭庁より示されていると思うが、これらの書類には民生委員・児童委員、福祉事務所長、市区町村等の証明が必要であることから、書類の作成過程において、受給者と民生委員・児童委員、市区町村等との対面によるやり取りを避けることは困難であり、地方公共団体と受給者の双方にとって、オンライン手続のメリットが希薄である。

このような事情から、地方公共団体及び受給者の負担軽減に留意しつつ、現況届に必要な書類の取扱いの見直し等について、法改正も含め検討が必要ではないか。

オンライン手続で現況届の申請を受け付けるに当たっては、申請データをマイナポータルから児童扶養手当の申請管理をしているシステムへ取り込むための連携が必要不可欠であると考える。そのため、標準システムへ移行する際には、マイナポータルとのデータ連携の利便性においても検討が必要ではない

か。

→　本調査では、ひとり親家庭等の利便性の向上と、地方公共団体における業務の効率化を図る観点から、児童扶養手当の現況届の提出方法についても調査を実施している。

今回調査対象とした地方公共団体からも「申請書類に不備がある場合、その修正に向けたやりとりに当たって事務負担が増大する」、「マイナポータルによる申請が行われても、その申請内容をそのまま取り込むことができず、既存システムへの入力作業が発生するなど、職員の負担がかえって増加する」といった意見が聞かれたところ。こうした御意見を踏まえ、ⅰ）現況届の提出に当たっては、その方法ごとにメリット・デメリットの両面を考慮し、ひとり親家庭等のニーズや市区町村の実情に応じた対応を行うこと、ⅱ）現況届の電子申請について、必要な見直しを検討すること等を、こども家庭庁まで通知したところ。

今回いただいた御意見を踏まえ、ひとり親家庭等と地方公共団体の双方に役立つ方向で見直しが進むよう、こども家庭庁に対して、上記意見通知に対する改善措置の状況をフォローアップしてまいりたい。

○　関係府省への意見を受けてどのような措置が実施され、結果としてどのような改善が見られたのか検証されたい。連携強化を促す、掲載情報の充実を図る、電子申請の活用を促すというのは状況の改善を促す手段にすぎず、ひとり親家庭が申請可能な支援を認知・活用するという具体的な結果に反映されなければ、政策効果があったとは言えない。縦割りを打破するために設置されたこども家庭庁だからこそ、政策評価まで一貫して御担当なさることを期待したい。

→　本調査では、困難な状況にあるひとり親家庭等に必要な情報が届くための施策の検討に資することを目的として、ひとり親家庭等の把握に向けた連携強化の促進、地方公共団体における周知活動や相談体制の整備に向けた支援等を行うよう、こども家庭庁等に対して意見通知を実施したところである。

今後、こども家庭庁における改善措置の実施状況に加え、改善の効果の発現状況等を把握する予定としており、今回頂いた御意見を踏まえ、こども家庭庁と協議しながらフォローアップを進めていきたい。

＜不登校等のこどもの健康診断に関する調査＞

○　素晴らしい調査だと思う。

少子化が進む中で、こども達にいかに健康に、そして健全に育ってもらうかというのは国の仕事であり、福祉や文部科学省といった個別の分野の話ではなく、そのためにこども家庭庁が設立されたと思っている。既存の枠組みに入らない部分をここできっちりフォローするということは必要であり、素晴らしいアイデアだと思う。

○　不登校といっても、こどもが悪いわけではない。なかなか社会性が育たない

こどももいる。そういったこどもたちも大切にしていかなければならず、そういう意味でも健康診断は重要だろう。

○　対象は 18 歳未満全員になるのか。

→　今回の調査で着目したのは小中学生の学齢であり、直接的な調査の対象という意味では、小中学生がメインとなる。しかし、特に引きこもりのこどもへの対策については、学齢に関わらず、社会とのつながりが切れ、健康管理に問題のある人への支援として進めていくものである。問題を抱える家庭への支援を健康管理の観点からも徹底してほしいという趣旨でもあるため、そういった意味では、年齢は余り関係ないと思っている。

○　中学校を卒業して通信制の高校に通う児童もいる。そういった児童は学校に通っていないため、健康診断を受ける機会がない。そういった児童への支援もしっかり行う必要があるだろう。

→　小中学校までは学校に健康診断の実施が義務付けられているため、良くも悪くも学校を通じた対応となっているが、高校生以上については、学校健診の対象外の場合（通信制以外の高校に通う生徒は、学校健診の対象）、一般的な健康診断の実施といった枠で拾っているため、基本的には厚生労働省が管轄する分野で網がかかり得るという状況である。

○　一般的な健康診断の実施となると、費用負担が発生するのではないか。高校授業料実質無償化が進められている状況下、18 歳以下の健康診断費用も無料にできないのか。

→　生活に困っているのであれば生活困窮者支援といった形で支援があっても良いと思うが、そこまで困窮している訳ではない高校生・大学生が、一番危険かもしれない。

○　高校生・大学生は、病気の進行が早いなどの問題もある。ひょっとすると、精神的な問題も、その中で拾えることがあると思う。

→　報告書の中では、本人や家庭が精神的な問題を抱えている場合もあるため、アウトリーチ支援が重要である旨や、精神科の先生とも連携が必要である旨も記載している。

○　行政がうまく動いているかどうかは、それぞれ自分たちで確認できるが、このように社会の中で隠れている部分をあぶり出していくことは、非常に重要だと思う。

○　今後の行政のあるべき対応も丁寧に網羅されていて、調査結果を担当部局がしっかり受けとめ、日々の執行に反映していくことが不可欠である。引き続き、各担当部局の対応を丁寧にフォローされたい。

→　今後、関係府省における対応措置の実施状況は適切にフォローアップを行っていく。

○　不登校が増加傾向にあるところ、「健康診断」に目をつけていただいた点は非常に良い着眼点であると思う。どうすれば健康診断を受けられたかに関する

アンケート調査も貴重な資料である。切れ目のない支援を具現化するための手がかりとして解決策まで提案をしていただいており、調査の一つのモデルと言ってもよいのではないか。

→　学齢期のこどもの健康の保持増進が適切に行われるよう、今後、関係府省における対応措置の実施状況のフォローアップ等を行っていきたい。

○　今回の調査における児童生徒本人及び保護者へのアンケート結果で寄せられた御意見を踏まえ、今後も児童生徒が安心して健康診断を受けられるよう、校内での受診方法や心理的な負担を軽減するための配慮について、各学校に周知していく必要があると考える。

→　フォローアップの実施の際は、関係省庁における対応措置の実施状況について適切に把握してまいりたい。

○　不登校のこどもの状況は様々であることを鑑み、それぞれの事情を考慮した柔軟な対応案が示唆されており有意義である。外部の関係機関との連携確保のためには、いざというときだけではなく常時の連携があることが不可欠であり、個々の地方公共団体の持つリソースの違いを前提とするものの、恒常的な関係構築が必要になるだろう。

→　常時の連携が必要であることは御指摘のとおりである。特に、教育委員会・学校と首長部局（福祉部局等）は、普段から気軽に相談・連絡できる仕組みを構築しておくことが重要であり、そのために、国が用意している仕組み（包括的な支援体制の整備）の活用も求めているところである。

○　これまで見落とされていた重要な政策課題を浮き彫りにしており、また、すでに非常に丁寧に調査が進んでいると思う。今後は、必要な対策を講じたことによる政策効果を検証していくことが重要である。そのためには、文部科学省・こども家庭庁・厚生労働省が協力してデータを接続することが肝心である。既存の行政データ同士、更に追加調査項目も接続し、これまでの制度で補足できないこども達の状況を効率的かつ正確に把握していくことが、翻って不登校等の要因分析や改善・対応策への突破口を探る一端になる可能性も加味されたい。繰り返しになるが、データ接続に際して個人情報保護法の問題がボトルネックになっているのであれば、政策検討の余地が大いにあると考える。

→　政策効果については、関係府省における対応措置の実施状況のフォローアップの中で、把握に努めたいと考えている。

　行政が持つデータの連携に関しては、家庭事情等で支援が届き難い不登校のこどもについて、市町村内（学校と福祉部局等）での情報連携が重要であることは、本調査でも取り上げており、国が用意している仕組み（包括的な支援体制の整備）の活用を求めているところである。

（３）　複数案件に関する御意見及び全体に関する御意見は以下のとおり。

○　ケアリーバー、ヤングケアラー、そして不登校は、こどもたちの将来的にも様々な社会・経済格差を生じさせるテーマであり、いずれも個別施策としてではなく、統合的に支援体制を設計していくことが求められるだろう。

→　関連する課題を一体的に捉えた支援体制については、今後の調査事項の検討や調査結果の分析において参考としたい。また、関係者とも情報を共有しながら調査を進めてまいりたい。

なお、「不登校等のこどもの健康診断に関する調査」結果では、不登校の中でもひきこもりの場合や家庭環境が複雑な場合への対応において、社会福祉法に基づく「包括的な支援体制の整備」を通じた連携が有効である旨述べているが、この「包括的な支援体制」は、対象の世代・属性を問わない幅広い支援の仕組みであるため、不登校に限らず、様々な困難を抱えたこどもへの支援策として活用できるものと考えている。

○　「成年後見制度の利用促進に関する調査」と「ひとり親家庭等の支援に関する調査」について、関係府省との連携、利用者ニーズの把握が重要である。ユーザーのリアルタイムの情報をどのように把握していくかという点も、関係してくると思う。個人情報の問題もあるが、今後、行政が住民データをどのように把握し、どのように集めていくのかという事にも、関わってくると考える。

○　「行政手続の DX 推進に関する調査」、「成年後見制度の利用促進に関する調査」、「ひとり親家庭等の支援に関する調査」、「野生動物による被害防止対策に関する調査」の説明を受け、いずれも情報の粒度が充実しており、結果報告として非常に良い意味があるものだと思う。ただ、課題そのものが解消されたわけではないことを踏まえると、総務省から意見を述べ、今後どのように変わっていくのか、進捗をどのような情報を用いて評価していくのかといったことも含め、最終的な通知等ができるとよいだろう。

○　「社会的養護経験者（ケアリーバー）等の支援に関する調査」及び「ヤングケアラーの支援に関する調査」について、政策課題の実態把握の面で大変重要な調査であると同時に、当事者の把握が極めて困難で、また、当事者の視点で課題を見出すのが難しい調査でもあり、いずれの面でも意義ある調査であり、大いに期待している。

○　調査の目的は、成果物を生み出して担当省・局・課に課題を認識させる段階だけでなく、調査の過程で協力関係を築きながら、成果物が生み出される前からのコミュニケーションを通じて、担当省・局・課の行動変容を早くから促していく点も重要であると思う。

→　調査過程において担当府省との協力関係を構築することは、調査の実施から業務運営の改善につなげていく一連の過程において、大変重要であると考える。

御指摘のとおり、行政評価局の調査をより良いものとするため、調査の早い段階から担当府省と密にコミュニケーションを取り、成果物を示すことで初めて課題を認識してもらうだけではなく、必要に応じて調査結果の一部を先行的

に提供するなど、各府省における迅速な課題解決に資することも重視して、調査を実施していきたい。

○　「行政手続の DX 推進に関する調査」、「成年後見制度の利用促進に関する調査」、「ひとり親家庭等の支援に関する調査」、「野生動物による被害防止対策に関する調査」の説明を受けて、いずれも重要な調査・知見だと思う。現状のハードルも見えてきており、それに対してどのように対策していけばよいかという提案も出てきているため、大変重要な調査だと感じた。

○　制度へのアクセス可能性を如何に高めるかが大事である。制度自体を知らないという場合に、これをどのように知らせていくのかが大事であり、この課題は、「ひとり親家庭等の支援に関する調査」や「成年後見制度の利用促進に関する調査」にも当てはまる。また、行政にどのようにアクセスしてもらうかという話になった時に、課題ごとにつなぎ役や各関係者がいると思うが、そういった者との連携ができているのであれば、なぜできているのかをきちんと把握した上で、上手く活用していくことが大事になると思う。

→　国側から制度を周知する方法、国民の方に知ってもらう方法、あるいはアクセスしてもらう方法については、総務省からより良い方法を示せるようにしたいと思っている。国や各地方公共団体も活用できるような方法を示していける知見がもっとあるとよいと思う。その点については、引き続き勉強していきたい。そうでなければ、単に行うようお願いしても、国も地方公共団体もどのように行えばよいか分からないという事態に陥ってしまう。そのような、きめ細かな点について、今後の課題として考えなければならないと思っている。

○　「社会的養護経験者（ケアリーバー）等の支援に関する調査」も「ヤングケアラーの支援に関する調査」も、比較的近年注目されるようになった、「困っている若者」の類型だが、逆に言うと以前はきちんと社会から認識されていなかった、見落とされていた人たちと言える。

　そのような観点から、現時点でも、まだ名前がついていない、社会から認識されていない「困っている若者」の類型がほかにもあるかもしれない。

　また、「若者」に限定せずとも、現時点でまだ名前がついていないが（将来的には可視化されるであろう）類型があるかもしれない。

　アンケート調査や SNS のテキスト分析など、様々な手法で、そのようなまだ名前がついていないが一定の共通の特徴を持つ集団というものを抽出するような調査、というものがあってもよいのではないか。

　例えば、きょうだい児、宗教２世、受刑者のこども、不法滞在者のこども、反社会的勢力のこどもなどはそのような事例かもしれない。

→　行政運営改善調査は、政策担当府省とは異なる立場から各府省の政策の実施状況等を実地に調査することで、各府省自身が気付かない政策の設計上・運営上の課題を提示し、各府省における政策改善・政策推進に資する情報を提供するものである。

御意見のとおり、ケアリーバーやヤングケアラー等以外の『社会から認識されていない「困っている若者」』等がいるかもしれない問題意識も持ちつつ、行政評価局として、情報収集や今後の調査テーマを検討していきたいと考える。

○　「行政手続の DX 推進に関する調査」及び「ひとり親家庭等の支援に関する調査」については、どこにボトルネックがあるのかといったところまで明らかになっている段階であると理解しているが、情報が届いても、実際の手続が難しいなど、そういった点が次のボトルネックになるだろう。この点については、専門家によるサポートとの組合せが効果的な場面もあるかもしれない。例えば、途上国やアメリカの貧困層への申請手続の場面での介入例では、「情報提供のみ」と「情報提供と入力のアシスト」の介入を比べると、やはりアシストしてくれる人がいると、最後の行動変容、申請まで完了できる確率が高くなる。しかし、これは行政側のコストが上がるため、最終的には、そのバランスをどうするかといったことになるだろう。

以上